

## ミャンマーに対する円借款債権に係る遅延損害金の免除について

平成 25 年 5 月 26 日  
外務省国際協力局  
財務省国際局  
経済産業省貿易経済協力局

- 1 ミャンマーに対する円借款債権に係る遅延損害金（過去 20 年程度にわたる遅延損害金：1,761 億円、2012 年 3 月末をもって確定）については、2012 年 4 月 21 日の日・ミャンマー首脳会談において、ミャンマーの改革努力の継続を 1 年間にわたって共同でモニタリングした後に免除されることが表明されました。
- 2 上記に基づき、両国政府は、本年 3 月に開催した第 1 回日・ミャンマー政府間モニタリング会合を含め、1 年間にわたって共同でミャンマーの改革努力をモニタリングしてきたところ、以下のとおり、改革努力の継続が確認されました。このため、本日、日本国政府は、ミャンマー政府との間で上記 1 の遅延損害金の免除に関する書簡の交換を行いました。

（2012 年 4 月 21 日の日・ミャンマー首脳会談以降のミャンマーの主な改革努力は以下のとおりです。）

2012 年 5 月

- スー・チー氏の外遊を許可する等の自由な政党活動
- 援助協調のためのドナー会合開催

2012 年 8 月

- 事前検閲制度の廃止
- 海外の反政府活動家ら約 2000 名に対するミャンマー入国禁止措置の撤廃（その他の政治犯の釈放も継続中）

2012 年 9 月

- テイン・セイン大統領の米国訪問及び国連総会への出席

2012 年 10 月

- ミャンマーに関する東京会合の開催

2012 年 11 月

- オバマ米大統領のミャンマー訪問
- 外国投資法改正法の成立。同法施行規則の制定（2013 年 1 月）

2012 年 12 月

- 国際通貨基金（IMF）によるプログラム（SMP：Staff Monitored Program）実施の受入れ

2013年1月

- パリクラブ（主要債権国会合）で債務削減措置につき、ミャンマー側と主要な公的債権者が同意
- 「ミャンマー開発協力フォーラム」の開催
- アジア開発銀行，世界銀行，日本の円借款に係る延滞債務解消
- 検閲局の廃止

2013年2月

- 政治犯審査委員会の設置
- カチン独立機構との和平交渉実施

2013年3月

- テイン・セイン大統領の欧州訪問

2013年4月

- 外貨兌換券（Foreign Exchange Certificate）の廃止の決定

3 日本政府は、今後とも引き続きミャンマーの改革の進展を後押ししていくことが重要と考えており、幅広い支援を実施していく予定です。ミャンマー政府からは、これまでの延滞債務問題の包括的解決のための日本政府のイニシアティブに対して深甚なる謝意が表明されるとともに、今後も改革を推進していく決意が表明されました。

（了）